

長崎県立諫早高等学校定時制いじめ防止基本方針

この方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、長崎県いじめ防止基本方針を踏まえ、本校におけるいじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために定めるものである。

本校においては、教職員一人一人が、心豊かで安全・安心な学校をつくるために、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との共通理解のもと、「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為で、人権侵害である」という強い信念を持ち、いじめの防止等に全力をあげて取り組むこととする。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。
- いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ各関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法第2条」より

この法律において「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

★具体的ないじめの態様

- △冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- △仲間はずれ、集団による無視をされる
- △ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- △金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- △嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- △パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの防止等に関する取組

(1)いじめの防止

- すべての生徒を対象としていじめの未然防止の観点を持ち、関係者が一体となった継続的な取組を行う。
- 学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力などを育てる。
- PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設け、教育懇談会を活用する等の連携をすることにより、いじめの問題への対策を推進する。

(2)いじめの早期発見

- いじめへの迅速な対処の前提であることを理解した上で、すべての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る。

(3)いじめへの対処

- いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して可能な限り早期に適切に指導するなど、いじめ対策委員会等を通じて組織的な対応を行う。
- いじめた生徒がいじめられた生徒に対して謝罪するだけでいじめが解決するものではなく、いじめられた生徒といじめた生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すようにする。

(4)いじめ解消の要件

「いじめ解消」の判断には、少なくとも以下の2つの要件が満たされる必要がある。

- ① いじめに係る行為が止んでいること(目安は少なくとも3ヶ月)。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと(面談等により確認)。

(5)関係機関との連携について

- いじめの問題への対応においては、平素から教育委員会をはじめとする関係機関との情報交換や連絡会議などを通じて、情報共有体制を構築しておく。

(6)いじめ対策委員会

教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談係、生徒会係、該当担任

第2 重大事態への対応

1 重大事態の発生と調査

(1)重大事態の定義

「いじめ防止対策推進法第28条」より

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2)重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、速やかに県教育委員会に報告する。

(3) 調査を行う組織

- 県教育委員会から必要な指導、人員措置等の支援を仰ぎながら、学校が組織した「いじめ対策委員会」または県教育委員会が設置した機関等において調査を行う。

(4) 調査の実施

- 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

2 調査結果の報告及び提供

- 調査結果の報告は速やかに学校から県教育委員会へ行う。
- いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報提供を適切に行う。ただし、生徒のプライバシーや関係者の個人情報保護に十分配慮する。

第3 その他

1 基本方針の見直しの検討

「諫早高校定時制いじめ防止基本方針」により定めた学校の施策、重大事態への対処等、本校の基本方針が適切に機能しているかどうかについて、「いじめ防止対策委員会」の組織を用いて定期的に点検を行い、必要に応じて見直しを行う等の措置を講じるものとする。

2 基本方針策定状況の公表

本校において策定した「諫早高校定時制いじめ防止基本方針」について、学校のホームページなどを活用して公開するものとする。

令和4年11月30日改定

令和7年 4月 1日改定